

第38回遠野市農業委員会総会議事録

日時 平成24年5月25日（金）

午後1時30分

場所 J Aとおのライフサービス生活センター

会議出席委員

1 阿部 正嗣	2 山崎 登久昭	3 多田 靖志	4 阿部 儀信	5 似田貝 順一
6 菊池 次男	7 欠 席	8 佐々木 豊子	9 昆野 征策	10 佐々木 恵美子
11 菊池 敦子	12 欠 席	13 綱木 秀治	14 菊池 正明	15 新田 佐悦
16 佐々木 収一	17 菊池 昇	18 太田代 良市	19 松田 欣一	20 菊池 一勇
21 古屋敷 徳夫	22 齋藤 晴夫	23 奥寺 晴夫	24 欠 席	25 白金 英子
26 細川 幸男	27 君崎 敬孝	28 菊池 政實	29 菊池 孝	30 濱田 平八郎
31 北湯口 進				

欠席届出 7番白岩正義委員、12番江川幸男委員、24番森川亦委員

無断欠席 なし

遅刻者 なし

早退者 なし

事務局 佐々木敦緒事務局長、磯谷洋子農地係長、小倉匠農業振興係長

関係機関 なし

議事日程

1 開 会

2 農業委員会憲章朗唱

3 事務事業経過報告

4 報告事項

報告第1号 専決処分の報告について

報告第2号 専決処分の報告について

報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について

5 議事日程

日程第1 議事録署名人の指名及び会議書記の指名

日程第2 議案第9号 農地法第3条第1項の規定による使用収益権設定許可申請に対する可否決定について

日程第3 議案第10号 農地法第3条第1項の規定による所有権移転許可申請に対する可否決定について

日程第4 議案第11号 遠野市農用地利用集積計画の策定に対する意見決定について

日程第5 議案第12号 遠野市農地移動適正化あっせん事業実施要領に基づくあっせん委員の指名について

日程第6 議案第13号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について

日程第7 議案第14号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について

日程第8 議案第15号 農地法の適用外証明願に対する可否決定について

日程第9 議案第16号 平成23年度遠野市農業委員会業務報告書について

6 その他

7 閉 会

議 長	(午後 1 時30分) それでは、早速総会に入りたいと思います。 これより第 38 回遠野市農業委員会総会を開会いたします。本日の議題は、8 件でございます。
議 長	【開 会】 本日の出席委員でございますが、現在31名中28名出席です。 遠野市農業委員会会議規則第11条の規定により定足数に達しておりますので、本総会は成立します。 欠席の届出は、7 番白岩正義委員、12番江川幸男委員、24番森川亦委員でございます。以上であります。
議 長	【農業委員会憲章朗唱】 議事日程に先立ち農業委員会憲章の朗唱を行います。 ご起立願います。 先唱を 9 番、昆野征策委員にお願いいたします。 (「遠野市農業委員会憲章」朗唱により記載省略)
議 長	【事務事業経過報告】 次に、事務事業経過報告を事務局長をして報告いたします。
事 務 局 長	遠野市農業委員会事務事業の経過報告を申し上げます。 (以下「遠野市農業委員会事務事業経過報告」説明により記載省略)
議 長	【報告事項】 次に、報告第 1 号、専決処分等について事務局長から報告いたします。
事 務 局 長	それでは報告第 1 号の内容についてご説明いたします。 1ページをお開き願います。 (以下「農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について」説明により記載省略) 以上です。
議 長	次に、報告第 2 号、専決処分等について事務局から報告いたさせます。
農 地 係 長	それでは、報告第 2 号の内容についてご説明いたします。 (以下「農地法関係指令の補正について」説明により記載省略) 以上です。
議 長	次に、報告第 3 号、農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知について事務局から報告いたさせます。
農 地 係 長	はい、報告第 3 号でございます。3 ページをお開きください。 (以下「農地法第18条第 6 項の規定による通知について」説明より記載省略)
議 長	【議事日程】 これより本日の議事日程に入ります。
議 長	【日程第 1】 議事録署名人の指名及び会議書記の指名を行います。 議事録署名人には遠野市農業委員会会議規則第13条の規定により、議長において指名することにご異議ございませんか。 (「異議なし」の声あり) 異議なしと認め、議事録署名人に10番、佐々木恵美子委員。11番、菊池敦子委員。会議書記に事務局、小倉匠君を指名いたします。

	<p>2番の●●●●というのは遠野で設立した新規会社なのか、それから代表社員の●●●●さんは遠野の方ですか。</p>
農地係長	<p>遠野市で新規に設立されている法人でございます。代表社員の●●●●さんにつきましては平成●年に●●市から転入されている方です。現在は●●町に住んでらっしゃるということです。</p>
議長	<p>よろしいですか。</p>
15番委員	<p>わかりました。</p>
議長	<p>他にございませんか。 (「なし」の声あり) 発言がないようですので質疑を終結し採決いたします。 お諮りいたします。 議案第9号は原案のとおり可とすることにご異議ありませんか。 (「異議なし」の声あり) 異議なしと認めます。 よって、議案第9号は原案のとおり可と決しました。</p>
議長	<p>【日程第3】 日程第3、議案第10号、農地法第3条第1項の規定による所有権移転許可申請に対する可否決定についてを議題といたします。 事務局の説明を求めます。</p>
農地係長	<p>はい、議案第10号についてご説明いたします。 1番。 受人。●●●●、●●●●。渡人。●●町、●●●●。 ●●町、1981㎡。 渡人は耕作不便なことから、要請し売り渡すものです。 2番。 受人。●●町、●●●●。渡人。●●町、●●●●。 ●●町、4.41㎡。 申請地は、渡人が相続により測量をした際に、受人の田の畦畔部分に当たることが判明し、要請し譲り受けることになったものです。 3番。 受人。●●町、●●●●。渡人。●●市、●●●●。 ●●町、234㎡。 4番。 受人。●●市、●●●●。渡人。●●町、●●●●。 ●●町、234㎡。 3番4番は交換となります。申請地は組田となっており、効率的に耕作するため、交換するものであります。 5番。 受人。●●町、●●●●。渡人。●●県、●●●●。 ●●町、575㎡。 渡人は相続により農地を取得したもので、耕作できないことから親戚である受人に売り渡すものです。 6番。 受人。●●町、●●●●。渡人。●●市、●●●●。 ●●町、9425㎡。 受人は平成●年●月に●●県から転入し、渡人が以前住んでいた住宅と宅地等を購入し居住しているもので、住宅に隣接した渡人の農地を管理しておりましたが、今回買受</p>

	<p>け新規就農するものです。 就農に当たっては、●●●●の指導を受け、平坦地はそば、花卉、自家野菜を作付けし、傾斜地部分は堆肥用の草地として利用する営農計画です。 以上、農地法第3条第2項各号には該当しないため許可要件の全てを満たすと考えられます。 以上です。</p>
議 長	<p>ただいま事務局より説明のあった案件について、地区担当委員から現地確認結果の説明をお願いします。</p>
29番委員	<p>29番菊池です。現地確認日は5月15日、確認者は、私と森川委員、磯谷係長、藤原主任の4名で行いました。この1番の売買につきましては、相対で決めたということで渡人に後から会って話を聞きましたら、かなり体調が悪い、働きづらいということもありまして、またその場所が周囲に及ぼす影響が何もないということで確認の結果、可としたわけです。 2番については、先ほど事務局からも話がありました通り、たまたま測量をしたところ、だいたい4.41㎡1坪半位なようですけれども、ちょうど畦畔にかかっているところで戻せとなればその分壊さなければならないという状況がありまして贈与することになったようです。 以上、2件確認いたしました。以上です。</p>
議 長	<p>はい。 次に●●町をお願いします。</p>
5番委員	<p>はい、5番似田貝です。 5月15日に古屋敷徳夫委員と事務局2名と私と現地調査致しました。昭和30年代以降、ほ場整備で古い一反部規格のところでは場所がそこですから現在は大型機械で農作業することと組田ということから作業の効率化と利便性を考えて隣接同士ということもありまして何ら問題なく交換に至ったということでございます。 以上です。</p>
議 長	<p>はい、続いて●●町をお願いします。</p>
6番委員	<p>はい、5月15日●●町の4人でもって現地確認をいたしました。受人は、地域でも意欲ある専業農家で周辺農家等へも何ら影響はないものと確認いたしました。</p>
議 長	<p>はい、次に●●町をお願いします。</p>
27番委員	<p>はい、6番の●●の部分ですがこの新規就農、先ほど事務局からも説明があったとおり去年住宅を借りながら入った新規就農者2名でございます。特にも現地確認の部分はいろいろ問題が若干あったような感じがしますがけれども、ただ営農計画、さっき言ったとおり、機械の設備等が若干問題になりましたけれども●●●●の方で中からの対応だということも含めまして特に問題なく売買が成立するというふうの確認したということでございます。5月16日●●担当委員と事務局2名の4名で確認しました。 以上です。</p>
議 長	<p>はい、それでは現地確認結果について説明がありました。 これより質疑に入ります。 質問のある方は発言願います。</p>
18番委員	<p>はい。</p>
議 長	<p>はい、18番委員どうぞ。</p>

18番委員	18番、太田代です。 3番と4番の面積が一緒というのは本当ですか。
農地係長	交換するために測量をして同面積を交換しています。
議長	よろしいですか。
18番委員	はい。
議長	その他ございませんか。 （「なし」の声あり） 発言がないようですので質疑を終結し採決いたします。 お諮りいたします。 議案第10号は、原案のとおり承認とすることにご異議ございませんか。 （「異議なし」の声あり） 異議なしと認めます。 よって、議案第10号は原案のとおり可と決しました。
議長	【日程第4】 続いて日程第4、議案第11号、遠野市農用地利用集積計画の策定に対する意見決定についてを議題といたします。 尚、説明は再設定の要件の説明を省略し、新規決定のみを説明いたします。 事務局の説明を求めます。
農地係長	議案第11号について説明いたします。 ページは、9ページから11ページまでです。 利用権設定は、今月8件ございます。新規のみ説明させていただきます。 7番。 借人。●●町、●●●●。貸人。●●町、●●●●。 ●●町2筆、3405㎡。 賃貸借の新規でございます。 次に所有権移転でございます。 1番。 買受人。●●市、●●●●。売渡人。●●町、●●●●。 ●●町3筆、13772㎡。 売買です。 以上です。
議長	これより質疑に入ります。 質問のある方は発言願います （「なし」の声あり） 発言がないようですので質疑を終結し採決いたします。 お諮りいたします。 議案第11号は、原案のとおり承認とすることにご異議ございませんか。 （「異議なし」の声あり） 異議なしと認めます。 よって、議案第11号は原案のとおり可と決しました。
議長	【日程第5】 日程第5、議案第12号、遠野市農地移動適正化あっせん事業実施要領に基づくあっせん委員の指名についてを議題といたします。

農地係長	<p>事務局の説明を求めます。</p> <p>議案第12号について説明いたします。 1番。 あっせん人。●●●●●、●●●●●。申出人。●●町、●●●●●。 ●●町2筆、2791㎡。 あっせん候補者を選定したのであっせん委員についてご意見をお願いいたします。</p>
議長	<p>これより質疑に入ります。 質問のある方は発言願います (「なし」の声を確認) 発言がないようですので質疑を終結し採決いたします。 お諮りいたします。 議案第12号は、原案のとおり承認とすることにご異議ございませんか。 (「異議なし」の声あり) 異議なしと認めます。 よって、議案第12号は原案のとおり決しました。</p>
議長	<p>【日程第6】 日程第6、議案第13号、農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見決定についてを議題といたします。 事務局の説明を求めます。</p>
農地係長	<p>議案第13号について説明いたします。 1番。 申請人。●●市、●●●●●。 ●●町1筆。 申請人は、家賃収入を得るためにアパートを建築するものであります。 申請地内の排水計画は、公共下水道に接続、雨水は敷地内に排水溝を設置する計画であり、周辺への影響は無いものと考えられます。 位置は、●●●●●から南東へ600メートルほどのところで、宅地、道路に囲まれた農業公共投資の対象となっていない農地であることから、農地区分は第2種農地と判断しました。 第2種農地は、原則不許可ですが、申請に係る農地の代替性が無いことから、転用に問題は無いと考えます。 2番。 申請人。●●町、●●●●●。 ●●町、96㎡。 申請人は、自宅の隣接地に風除けを兼ねて物置を建築しようとするものであります。 位置は、●●●●●から東へ180メートルほどのところで、農地、宅地に隣接する農業公共投資の対象となっていない農地であることから、農地区分は第2種農地と判断しました。 第2種農地は、原則不許可ですが、申請に係る農地の代替性が無いことから、転用に問題は無いと考えます。 以上です。</p>
議長	<p>ただいま、事務局より説明のあった案件について地区担当委員から現地確認結果の説明を願います。●●町、●●町の順番でお願いします。 まずは、●●町。</p>
25番委員	<p>25番白金英子です。5月16日、●●地区担当委員4名と事務局2名、合計6名で現地確認を行いました。ただいまの事務局の説明通り、周辺に与える影響は見当たりませんでしたので問題なしといたしました。</p>

議 長	はい、続いて●●町お願いします。
14番委員	はい、14番菊池です。佐々木委員と私と事務局2名で現地確認してまいりました。周辺農地に何ら影響がないことを確認してまいりました。特に、排水についても何ら問題はなことを確認しています。以上です。
議 長	<p>はい、ご苦労様でした。 それでは、現地確認の結果について説明がありました。 これより質疑に入ります。 質問のある方は発言願います (「なし」の声を確認) 発言がないようですので質疑を終結し採決いたします。 お諮りいたします。 議案第13号は、原案のとおり承認とすることにご異議ございませんか。 (「異議なし」の声あり) 異議なしと認めます。 よって、議案第13号は原案のとおり可と決しました。</p>
議 長	<p>【日程第7】 日程第7、議案第14号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定についてを議題といたします。 事務局の説明を求めます。</p>
農地係長	<p>議案第14号について説明いたします。 1番。 譲受人。●●町、●●●●。譲渡人。●●町、●●●●。 ●●町、5689㎡。 2番。 譲受人。●●町、●●●●。譲渡人。●●町、●●●●。 ●●町4筆、24,805㎡ 1番、2番の譲受人は、岩手県が策定した遠野地区草地林地一体的利用総合整備事業実施計画に基づき、分娩、哺育、育成管理機能を備えたキャトルセンターを建設するものです。 位置は、大出地区コミュニティ消防センターから北へ2.4キロメートルほどのところで、山間地域にある周囲を山林で囲まれた、自力開拓された草地であります。 全体面積は実測で29,300㎡、建築物は11棟、平成24年3月に農業振興地域整備計画の農用地利用計画変更により、農業用施設用地に用途変更されております。用途変更においては、遠野市長から農業委員会会長に対して意見を求められており、平成24年2月開催の第77回農地部会において、意見無しと決定しております。 看視舎の排水計画は浄化槽での処理、雨水は周囲に排水溝を整備し、集水升で沈殿処理後水路へ排水されます。また、管理する家畜は肉用牛であり、オガクズを敷くことから、排泄物は、流出せず、発生した排泄物は施設内の堆肥舎に一時保存し、市が管理する堆肥センターへ搬出することから、直接流出することは無く、周辺農地への影響は無いと考えます。 農用地は、原則不許可ですが、農振法に規定する農用地利用計画において指定された用途に供するために行われる場合は、例外とされております。</p> <p>3番。 譲受人。●●市、●●●●。譲渡人。●●県、●●●●。 ●●町2筆、1,999㎡。 譲渡人は、県外に居住している譲渡人から農地を買受け、建売住宅を建築するものです。</p>

申請地内の排水は公共下水道に接続、雨水は敷地内に排水溝を設置し、市道側溝に流入する計画であり、周辺への影響は無いと考えます。

位置は、●●●●から南西へ280メートルほどのところで、上水道、公共下水道2管理施設の4メートル沿道であり、500メートル以内に公共施設等が2つあることから、農地区分は、第3種農地と判断しました。

4番。

譲受人。●●町、●●●●、譲渡人。●●町、●●●●。

●●町883㎡。

譲渡人、譲受人は親子であります。土地は、使用貸借し、アパートを建築するものです。

申請地内の排水は公共下水道に接続、雨水は市道側溝に流入する計画であり、周辺への影響は無いと考えます。

位置は、●●●●から南西へ230メートルほどのところで、上水道、公共下水道2管理施設の4メートル沿道であり、500メートル以内に公共施設等が2つあることから、農地区分は、第3種農地と判断しました。

5番。

譲受人。●●町、●●●●、譲渡人。●●町、●●●●。

●●町50㎡。

譲渡人、譲受人は親子であります。譲受人は現在の宅地と隣接している畑の一部を合わせて住宅建築するため、用地を拡張しようとするものです。

申請地内の排水計画は浄化槽での処理であり、周辺農地への影響は無いものと考えます。

位置は、●●●●から南へ650メートルほどのところで、市道、宅地、河川に囲まれた農業公共投資の対象となっていない農地であることから、農地区分は第2種と判断しました。

第2種農地は、原則不許可ですが、申請に係る農地の代替性がないことから、転用に問題は無いと考えます。

6番。

譲受人。●●町、●●●●、譲渡人。●●町、●●●●。

●●町3筆、5,367㎡。

譲受人は、砂利採取のため一時転用するものであります。

採取に伴う湧水の処理は、自然浸透であり、保安距離の確保、粉じん、騒音防止等についても、砂利採取法に基づく採取計画認可要請の手続きを行っております。

位置は、●●●●から北西へ650メートルほどのところで、農業振興地域内にある農用地です。農業振興地域内にある農用地は原則不許可ですが、一時転用であり、事業終了後速やかに原状回復が見込まれることから転用に問題は無いと考えられます。

以上です。

ただいま、事務局より説明のあった案件について地区担当委員から現地確認結果の説明を願います。●●町、●●町、●●町、●●町の順番にお願いします。

まずは、●●町。

15番です。確認日は、2月14日でございました。時間は、午前9時30分から10時30分までの1時間でしたが、当時です前振の振興部会長、農地部会長にも参加していただきましたし私も2名と事務局から局長を含め3名で現地確認いたしました。地域で部落に対する責任があったということでございまして皆さんが賛成したということでは何ら問題はなかったということでございます。

以上です。

はい、続きまして●●町お願いします。

議長

15番委員

議長

25番委員	<p>はい、25番白金英子です。</p> <p>5月16日に●●地区担当委員4名と事務局2名、合計6名で現地確認を行いました。3番、4番について報告いたします。</p> <p>ただいまの事務局の説明通り周辺に与える影響は見当たりませんでしたので問題なしといたします。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>はい、続きまして●●町お願いいたします。</p>
21番委員	<p>はい、21番古屋敷です。</p> <p>5番について説明いたします。4月16日地区担当委員3名、事務局2名、計5名で確認してまいりました。</p> <p>場所的にも息子が帰ってくるということで元々の宅地の小屋の敷地を壊して息子の住宅を建てるということで不足分を補うために今回の件になったということで周囲の影響は何ら無いことを判断いたしましたので報告申し上げます。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>はい、最後に●●町お願いします。</p>
6番委員	<p>はい、6番菊池です。5月15日●●町農業委員4人でもって現地確認した結果、一時転用に何ら問題はないと確認いたしました。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>はい、ご苦労様でした。</p> <p>現地確認結果について説明がありました。</p> <p>これより質疑に入ります。</p> <p>質問のある方は発言願います</p>
20番委員	<p>はい、20番。</p>
議長	<p>20番委員どうぞ。</p>
20番委員	<p>1番と2番ですが、転用目的が農業施設のキャトルセンターとなっていますが、額も大きいのでもう少し詳しい具体的な説明をお願いします。</p>
議長	<p>はい、事務局、もう少し具体的な説明を求められました。</p>
事務局長	<p>はい、それでは、説明をいたします。先ほど、現地確認した新田委員のほうから説明あったわけではありますが、遠野市長からこの地域は農業振興地域でありまして、この場所にこのキャトルセンターを建てたいという計画に伴って農業振興地域が黄色に塗りつぶされて今後も農業振興を図っていく地域だということに括られておるわけではありますがいろいろこのキャトルセンター、牛の増頭をするために市として計画したわけではありますが増頭をはかっていく施設としてこのキャトルセンターを建てると、建てる計画は2ヶ所のようにありますけども、その一つが大野平ということで見直しの意見を求められたところでもあります。2月に現地の確認をしたところでもあります。重要案件ということから当時の農地部会長、農業振興会長にもご同行いただきまして現地を見たところでもあります。計画といたしましては、農機具舎とかバンカーサイロいわゆるコンクリートの壁のサイロ、ここにはデントコーンとか積み込んでビニールシートで覆って飼料にするというサイロ、これが二つほどありますし、哺育舎が二棟、育成舎が二棟、集中管理舎が一棟、繁殖舎が一棟、堆肥舎が一ヶ所ということの計画になっております。これは、今年度一年で許可になってから工事着手するという予定ではありますが、これは通年預託の計画でありまして肉用牛400頭の預託を受けるという計画の畜舎とキャトルセ</p>

	<p>ンターということでありませす。事業費が大きいのでありませす但面積からして国への協議が必要になります但国への事前協議では、この場所に建てると、いわゆる草地の端になりますので周辺に与える影響も排水もきちんとされておりませして何ら影響はないと事前協議でも内々ではありませすけれども許可になるのではないかとおぼれておる案件であります。以上です。</p>
議長	20番委員どうぞ。
20番委員	●●●●さんとは全く一切関係ないのですか。
事務局長	はい、議長。
議長	はい、事務局。
事務局長	●●●●とは一切関係ありませんでして、市民の方々が使用する施設ということになります。
10番委員	はい、10番佐々木です。
議長	はい、10番委員どうぞ。
10番委員	今、放牧が今まで使用されていた高清水とか荒川のほうで放牧できないということになったのでここに代替とする施設として建設構想がでたのかとお聞きしたいということと今日の新聞等で牛の飼い手がなかなかいないという状況のなかでここに400頭もの牛を預けて本当にそれでずっとこの施設が運用されるのかどうなのかと疑問、矛盾すると感じられます。
事務局長	はい、議長。
議長	事務局答弁。
事務局長	この計画については、すでに市議会で可決されています。議会でも了として予算化されています。今の質問、このような状況化の中で代替施設なのかということでありませましたが、これは代替施設ではなくて増頭していくためにいわゆる夏は放牧しても冬は帰ってくるわけですがこれを預託、冬まで通年ですから冬までおける施設だということのキャトルセンターですので代替施設ではないです、ですが、今後牛が減ってくるのではないかと懸念でございませすけれどもそうさせない為にもこういう施設を整備していくという計画と聞いております。
議長	よろしいですか。この件に関して皆さんから質問ありませんか。
16番委員	はい。
議長	はい、16番どうぞ。
16番委員	16番佐々木です。 市議会で可決したからには何があっても建つということなんではございませす但前の畜産小委員会などで江刺のキャトルセンターや県北の方に視察へ行ったことがあるんですが、話を聞くと今のキャトルセンターではやっていけないような様子がするのですが何としてでも建設するのですか。
議長	はい、事務局。

事務局長	<p>はい、議長。</p> <p>お答えをいたします。前農業委員会、いわゆる改選前の農業委員会の中に畜産振興対策委員会というものを設けて活動してきたわけでありまして。この中では、キャトルセンターの必要性について縷々議論をしたところでありましてこれをもって市の畜産担当課とも意見交換したところでありまして。その事実はありませんでしたがやはり遠野市の農業の農業生産額の半分を占める畜産というものはこれは大切に振興していかなければならないという考え方からして建築をするという計画で議会に提案され予算可決をされているところでございましていよいよこの施設の建てる敷地の転用についての申請が今回あったということでありまして。</p>
議長	<p>他にございますか。</p> <p>この件に関しては、今後まだまだでして建てるということは決定してるわけですからそれを今度は我々市民が利用するにおいてはいろいろな協議をして経営者、あるいは我々使用する農家とでいろんな部分で詰めていかなければならない所があるのかなとまだその辺がしっかりしていないようですのでこれからだと思います。いずれ、遠野市のために畜産のために有効だということでありまして、ぜひ、活用、運用をきちんとしうまくやってもらいたいと思うわけです。</p>
2番委員	<p>距離数はどのくらいですか。</p>
議長	<p>大出、大野平ですから30キロ位です。</p> <p>おそらく、冬場の除雪もそうなれば、今もやってはいますが場所的には前薬師の下辺りなので寒さはやっぱり厳しいですが、いずれそういうところで、これから先ほども言いましたが、私、議長という立場ですがどうこうという問題ではなくてさまざまこういう全体で議論して市民の畜産農家のためにプラスになるような付議の仕方を提案していかなければならないと思いますので、皆さん一つぜひ注目をしていただきたいと思っております。</p> <p>他にございませんか。</p>
13番委員	<p>はい、13番。</p>
議長	<p>はい、13番委員。</p>
13番委員	<p>はい、6番に関する事で聞きたいことがあります。砂利採取に関してですが、そこから埋蔵文化財がでた場合、●●●●で埋蔵文化課に申請を出さなければならないのか、農業委員だけで決定していいものなのかを聞きたいです。</p>
議長	<p>はい、事務局答弁。</p>
農地係長	<p>はい、こちらの審議が終わったあとに埋蔵文化課に情報をお出しします。そちらに埋蔵文化財があるかどうかを確認してもらいます。埋蔵文化財がある場合には、この申請人のほうに通知して協議をしていただいてそれから採取するという流れになります。</p>
13番委員	<p>わかりました。</p>
議長	<p>はい、他にございませんか。</p> <p>(「なし」の声を確認)</p> <p>それでは発言がないようですので質疑を終結し採決いたします。</p> <p>お諮りいたします。</p> <p>議案第14号は、原案のとおり承認とすることにご異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p> <p>異議なしと認めます。</p>

議長	<p>よって、議案第14号は原案のとおり可と決しました。</p> <p>【日程第8】</p> <p>日程第8、議案第15号、農地法の適用外証明願に対する可否決定についてを議題といたします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
農地係長	<p>はい、議案第15号について説明いたします。</p> <p>1番。</p> <p>願出人。●●町、●●●●。</p> <p>●●町、5,740㎡。</p> <p>平成●年ころから耕作不便のため植林し現在に至っております。</p> <p>2番。</p> <p>願出人。●●町、●●●●。</p> <p>●●町8筆、8,994㎡。</p> <p>昭和●年頃から●年頃まで耕作不便のため不耕作及び植林し現在に至っています。</p> <p>3番。</p> <p>願出人。●●町、●●●●。</p> <p>●●町350㎡。</p> <p>昭和●年頃に亡父が植林し現在に至っています。</p> <p>4番。</p> <p>願出人。●●町、●●●●。</p> <p>●●町1,206㎡。</p> <p>昭和●年頃に住宅の増築を行い、宅地、庭園及び通路として利用し現在に至っています。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ただいま、事務局より説明のあった案件について地区担当委員から現地確認結果の説明をお願いします。●●町、●●町、●●町の順番をお願いします。まずは、●●町お願いします。</p>
15番委員	<p>当時、事務局と私たち委員3名で現地確認いたしました。場所は、平坦地ではなく、山みたいな所に最初耕作したということで耕作には機械なんか入れないということで植林をしたとそういうことで判断いたしました。以上です。</p>
議長	<p>続いて●●町お願いします。</p>
6番委員	<p>6番菊池です。2番ですが、●●地区担当委員4人でもって現地確認をし、当該地は山林及び、原野であることを確認いたしました。そして当該地には林道が通っていました。</p> <p>3番も●●地区担当委員4人でもって現地を確認した結果、山林であることを確認しました。</p>
議長	<p>続きまして、●●町お願いします。</p>
3番委員	<p>はい、3番多田です。5月16日、●●担当委員3名と事務局2名で現地を確認してきましたが、事務局で言った通り、宅地であることを確認してまいりました。以上です。</p>
議長	<p>それでは、現地確認の結果について説明がありました。</p> <p>これより質疑に入ります。</p> <p>質問のある方は発言願います</p> <p>(「なし」の声を確認)</p> <p>発言がないようですので質疑を終結し採決いたします。</p>

<p>議 長</p>	<p>お諮りいたします。 議案第15号は、原案のとおり承認とすることにご異議ございませんか。 （「異議なし」の声あり） 異議なしと認めます。 よって、議案第15号は原案のとおり可と決しました。</p> <p>【日程第9】 日程第9、議案第16号、平成23年度遠野市農業委員会業務報告書についてを議題といたします。 事務局の説明を求めます。</p>
<p>農業振興係長</p>	<p>はい、議案第16号について説明いたします。 （以下、別紙参照のため記載省略）</p>
<p>議 長</p>	<p>これより質疑に入ります。 質問のある方は発言願います。 （「なし」の声を確認） それでは発言がないようですので質疑を終結し採決いたします。 お諮りいたします。 議案第16号は、原案のとおり承認とすることにご異議ございませんか。 （「異議なし」の声あり） 異議なしと認めます。 よって、議案第16号は原案のとおり可と決しました。</p> <p>以上で本日の議事日程は全部終了いたしました。</p>
<p>議 長</p>	<p>【閉会】 以上をもちまして、第38回遠野市農業委員会総会を閉会いたします。 ご苦労さまでした。 （午後3時4分 閉会）</p>
	<p>署 名 遠野市農業委員会会議規則第32条第2項の規定により、ここに署名する。</p> <p>平成24年5月25日</p> <p>遠 野 市 農 業 委 員 10番 _____</p> <p>同 11番 _____</p> <p>遠 野 市 農 業 委 員 会 会 長 _____</p>